

困ったなあに答えます

佐々木知子
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

主人からの離婚届に納得できません…

A しっかり話し合いをして、公正証書に残しておくこと。また、包括的に離婚調停を起こすのも一案です。

Q

60歳女性。離婚の相談に上がりました。
5つ年上の主人と結婚して40年近くになります。娘が2人出来て世間的にはそれなりの生活でしたでしようが、私たちの間にはほとんど会話らしい会話がない、私は主人の友達を1人も知らないし、主人の給料・通帳なども何も知らないまままでやってきました。今思えば奇妙な結婚生活だったと思います。

だから今頃になって主人が家を出ていき、署名済みの離婚届を送ってきたこと自体に異論はないのです。ただこの離婚届には私の知らない人が証人として2人名前を書いているうえ、私

が離婚後元の戸籍に戻るなどの指示も勝手になされていて納得がいかないことに加え、年金分割や財産分与の話し合いも出来ていないので、このまま署名しないで出さわけにもいきません。

主人名義の財産としては、結婚後買った土地の上に建物があり、子供らが結婚して出て行ったからは夫婦で住んでいました。ローンはもうずっと前に終わり、借金はないと思いますが、分

かりません。預貯金についても、申し上げたように分かりません。主人は離婚するならこの家はお前にやると言つていましたが、私は家が何でも欲しいわけではありません。近くに実家があり、高齢の母が1人住まないので一緒に住めますから。ただ年金は欲しいと思っています。私はずっと配偶者控除程度のアルバイトしかしておらず、それほど貯金もありません。

まずは離婚届ですが、そこにある証人というのは例えば行きずりの人でもよく、その点は問題ないのですが、戸籍の点など不満があればその旨ちゃんと納得の主人に言って、きちんと納得のいくものを作つて出せばよいのです。急ぐ話でもありませんし。さて年金分割は離婚と同時に勝手に入つてくるわけではなく、まずは年金事務所に年金分割の情報を求めることからしないといけません。それをどの程度に分けるのか、例えば5割くれるのか、あるいは4割しかくれないのか。話し合いが出来ればその結果を公証役場に行つて公正証書に残しておきましょう。

財産分与についても同じで、くれるというのであればその旨同じように公正証書にしておかないといけません。あとで気が変わったとか、そんなことは言つてないとか言われたら、名義はご主人のものなので、難しくなりますから。

もちろん離婚だけ成立させたとしても、後に年金分割・財産分与だけを求めて家庭裁判所に

調停を起こすこともできるのです。ただその場合、時効期間が2年と短いので、ご注意ください。

あるいは離婚そのものに同意はしているのだとても、一挙に解決するために、今この時点で包括的に離婚調停を起こすの一案です。互いに離婚自体を同意し、親権者の必要な子供さんもないのですから、それほど時間もかからず調停が成立

すると思います。

調停の場合には年金分割は一律、5割となります。また、ご主人に対し、預貯金や他の財産も開示するよう求めてくれるのでしょうか。調停調書・公正証書には強制執行力があり、相手が履行してくれない時にはそれに従つて履行してもらえるのが強みです。うまくいくよう祈っています。